

お知らせ ご案内

平成16年度河川愛護
モニターを募集します
旭川開発建設部・管理課企画係
☎0166 24 2131

応募資格

満20歳以上の健康な方で、
モニター区間からおおむね
5キロメートル以内に居住
し、モニター区間の河川に
接する機会が多く、河川愛
護に関心をお持ちの方。

業務内容

モニター区間の河川に関
して、河川の利用、河川の
環境、河川の愛護活動の情
報などを、月1回程度報告
していただきます。

モニター区間

空知川／富良野市山部橋

から南富良野町下金山水管
橋までの両岸

募集人員 1名

任期

平成16年5月1日から10
月31日までの6カ月間

報酬

月額 2,320円

応募方法

官製ハガキに郵便番号、

住所、氏名、年齢、性別、

職業と電話番号、その他地

域における活動などを記入

し、「河川愛護モニター希

望」と明記のうえ、次のあ

て先へ送付してください。

〒070 8528

旭川市8条通12丁目

旭川開発建設部管理課

「河川愛護モニター募集」係

応募締切

平成16年4月5日(月)必着

選考方法

旭川開発建設部において

実施し、結果を通知します。

お問合わせ先

旭川開発建設部

管理課企画係

☎0166 24 2131

旭川開発建設部

富良野河川事業所

☎0167 23 3347

軽自動車税の手続きを
忘れていませんか？

町民税務課(税務係)

☎52 2145

軽自動車税は、毎年4月
1日現在で原動機付自転車
や小型特殊自動車、軽自動
車、2輪の小型自動車を所
有されている方に課税され
ます。

所有者などの登録状況は、
「軽自動車税申告書」の受付
日で判定されますので、申
告が遅れると1年分の税額
を余分に納めたり、前の所
有者に納税通知書が送付さ
れるなど迷惑をかけること
になります。

新たに購入したときや他
の方に譲り渡したとき、廃
車、保管場所を変更したと
きなどは、すみやかに申告
書を提出しましょう。

申告書の提出先

◆原動機付自転車・小型特
殊自動車

役場町民税務課税務係

◆軽自動車

旭川地区軽自動車協会

◆2輪の小型自動車

旭川地方家用自動車協会

自動車税の住所変更を
忘れずに

北海道上川支庁・税務部管理課

☎0166 46 5111

自動車税は、毎年4月1
日現在で自動車をお持ちの
方(運輸支局に登録されて
いる方)に納めていただく
道税です。

引越などで住所が変
わった場合などは、納税通
知書が正しく送られるよう
にするために、次の手続き
を忘れずにしてください。
住所が変わった場合

運輸支局で変更登録をし、
支庁に自動車税の住所変更
の届出をしてください。
(役場の税務担当窓口へ届
出用のハガキがあります。)
自動車を買った場合
運輸支局で移転登録をし
てください。登録をしない
と、自動車の売り主の方に
納税通知書が送られます。
自動車を廃車にした場合
運輸支局で抹消登録をし
てください。登録をしない
と、廃車にした自動車の納
税通知書が送られます。

リサイクルQコーナー



お譲りします！

【お譲りします】
ルームランナー

【お譲りください】

学生服(上下・身長170cm男子中学生用)/パソコン/
応接セット(机・椅子)/ソファ(3人掛以上)/
幼児・児童(0~12才)向けの本/
幼児・児童(0~12才)向けのビデオテープ/
幼児(0~3才)用教材(ビデオ・CD・カセット・絵本など)/
スキーウェア(90~100cm・女子用)

問い合わせ・ご連絡先
企画商工課(広報広聴係) ☎52-2115

お譲りください！